

[illegible]

令和六年三月二十一日調製

06-05

07-06

「この地図は、建設省國土地院院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調査したものである。  
(承認番号)昭57近公、第 71 号」

「この測量成果は、建設省國土地院院長の助言をうけて  
編纂したものである。(助言番号)第10近公、第297号」

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定  
による第VI座標系  
投影は横メルカトル假法  
図解は表示してある座標値はキロメートル単位  
方向は0.1キロメートル間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は1メートル

市 社 会 株 式 航 空 測 試 有 限 公 司